

アステラス 医業経営情報 — メサー

Medical management support by astella

JUNE 2021

都道府県の外来医療計画における医療機器の共同利用

機器購入時等の共同利用計画の作成・協議の場での 確認など、効率的な活用に係る取り組みを推進

~厚生労働省が改めて要請~

Point 1

新型コロナウイルス感染症の影響で、一部に遅れが生じている医療機器の効率的な活用に係る取り組みについて、厚生労働省は改めて推進するよう要請した。

Point 2

医療機器の共同利用の推進は、都道府県の医療計画に定める事項として追加された外来医療計画の中に盛り込み、2020年度から運用を開始することになっていた。

Point 3

外来医療計画においては、CTやMRIなど一定の医療機器の配置状況を、調整した 人口当たり台数による指標で可視化する。

趣旨・内容の再周知や柔軟な対応を求める ~共同利用計画の件数などの報告も~

厚生労働省は都道府県に対し、改めて、医療機器の効率的な活用に係る取り組みを推進するよう求めました。4月の事務連絡で、外来医療計画に基づく医療機器の共同利用を進めるよう要請したものです。

医療機器の効率的な活用に係る取り組みは、都 道府県の医療計画に定める事項として追加された 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事 項」(外来医療計画)の中に位置付けられており、 2020年4月から運用を開始することになっていました。

医療機関が医療機器を購入する場合は、その機器の共同利用に係る計画(共同利用計画)を作成し、医療機器の協議の場において確認。共同利用を行わない場合は、その理由について確認する、などとした対応です。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策等の影響で医療機関への周知が困難であったなどの理由から、一部地域では運用に遅れが生じていました。そのため、取り組みが開始されていないところは、管内の市町村等をはじめ、関係団体、医療機関等に対し、

外来医療計画における共同利用の対象とされている医療機器は、CT(全てのマルチスライス CT、マルチスライス CT 以外の CT)、MRI (1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満、3.0テスラ以上の MRI)、PET (PET、PET-CT)、放射線治療装置 (リニアック、ガンマナイフ)、マンモグラフィ。これらを項目化して可視化する (3ページに関連記事)。

■ 医療機器の共同利用に係る計画書(一部分)のイメージ

名 称	0000 000病院
開設者	00 000
導入(購入、リース契 ▼新規購入	2約等) する医療機器 □ 更新(入れ替え)
■利税購入	
	□マルチスライスCT (列)
	□ マルチスライス CT 以外の CT
	☑ MRI (□ 1.5テスラ未満 □ 1.5テスラ以上3.0テスラ未満 ☑ 3.0テスラ以上
医療機器の種別	□ PET □ PET-CT
	□ 放射線治療装置
	(□ リニアック □ ガンマナイフ □ その他(
	□マンモグラフィ
共同利用の実施等	
	\(\tau \) \(\tau \
	い場合、協議の場で確認するための理由)
	よい場合、協議の場で確認するための理由)
(共同利用を行わな	はい場合、協議の場で確認するための理由)
	はい場合、協議の場で確認するための理由) ☑ 共同利用の相手方となる医療機関による機器の利用(設備の提供) ☑ 共同利用の相手方医療機関から、画像診断等のための紹介患者を受け入れ
(共同利用を行わな	はい場合、協議の場で確認するための理由) ☑ 共同利用の相手方となる医療機関による機器の利用(設備の提供) ☑ 共同利用の相手方医療機関から、画像診断等のための紹介患者を受け入れ □その他 (
(共同利用を行わな	ぶい場合、協議の場で確認するための理由) ✓共同利用の相手方となる医療機関による機器の利用(設備の提供) ✓共同利用の相手方医療機関から、画像診断等のための紹介患者を受け入れ □その他(
(共同利用を行わな 共同利用の形態	ぶい場合、協議の場で確認するための理由) ✓共同利用の相手方となる医療機関による機器の利用(設備の提供) ✓共同利用の相手方医療機関から、画像診断等のための紹介患者を受け入れ □その他(

(厚生労働省の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」(https://www.mhlw.go.jp/content/000550063.pdf) で示された医療機器の共同利用計画に盛り込む事項に基づいて任意作表)

共同利用計画の作成など医療機器の効率的な活用 に係る趣旨・内容について、再周知するよう求めま した。

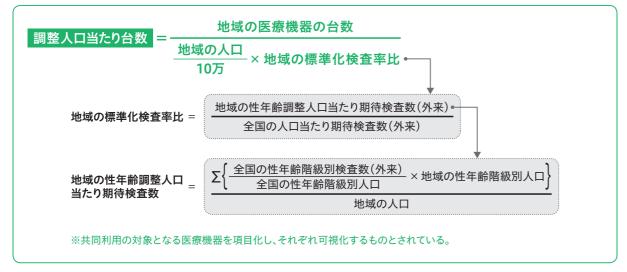
医療機器の共同利用計画は、機器の更新(入れ替え)やリース契約による設置の場合も、作成を要する場合に該当するとされています。

先の事務連絡では、併せて、新型コロナウイルス 感染症の影響で協議の場を対面形式で開催するこ とが困難な場合は、オンラインや書面での開催にす るなどの対応例を示しました。また、新型コロナウ イルス感染症対応のため早急に医療機器を導入す る必要がある場合は、その医療機関による共同利用計画の作成と協議の場での確認を事後的に行う取り扱いにするなど、柔軟に対応する方法も示しています。

今後の取り組みについては、進捗状況等の確認が行われる予定です。医療機関から提出された共同利用計画の件数などについて、協議の場で確認できていないものを含め、8月ごろ各都道府県に報告を求める予定としています。

1 Mesa | JUNE 2021 **2**

■ 医療機器の配置状況に関する指標の計算式=分子、分母による表記



(厚生労働省の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」(https://www.mhlw.go.jp/content/000550063.pdf) に基づいて加工・作成)

医療機器の配置状況は、地域性や年齢構成を 調整して可視化

医療機器の効率的な活用のための検討に関し、 都道府県が外来医療計画に盛り込む事項には、① 医療機器の配置状況に関する情報(医療機器の配置状況に関する指標)、②医療機器の保有状況等に 関する情報、③区域ごとの共同利用の方針、④共同 利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス ――といったことが、厚生労働省のガイドラインで 示されています。

医療機器の配置状況に関する情報については、 可視化するものとされています。地域の医療機器の ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を 医療機器ごとに可視化する指標を作成するという 方法です。

その際、医療機器のニーズは、医療機器の項目ごと、性・年齢別ごとに大きな差があることから、医療機器の項目ごと、地域ごとに性・年齢構成を調整した人口当たり機器数を用いて指標を作成するとしていました。指標の具体的な計算式は別掲(上囲み)の通りです。

共同利用計画の対象外の医療機器も含め、 広がりが期待される共同利用

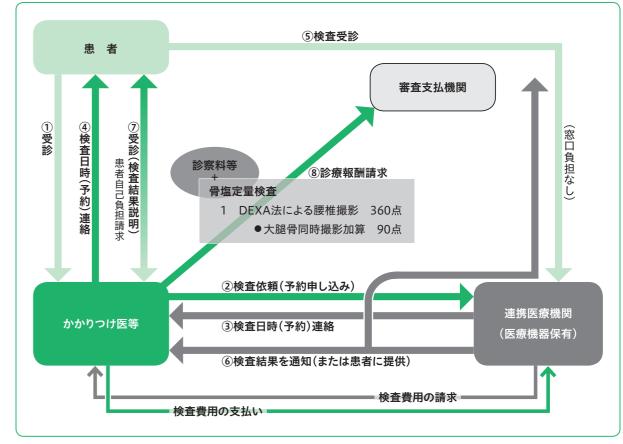
都道府県の外来医療計画における医療機器の共同利用計画は、あらゆる機器を対象としているわけではありません。しかし、同計画の対象外の医療機器についても、共同利用の拡大は期待されるところです。

例えば、病院が近隣の診療所等と共同利用を行う、 あるいは、診療所どうしでも共同利用を行うといっ た連携です。前者は、病院が機器の開放利用などの 仕組みを講じているケース、後者は、一定領域の専 門診療所の医療機器を、かかりつけ医等が利用する、 などの取り組みが考えられそうです。

診療報酬上は、「単に設備を提供する」と 「検査・画像診断の判読も含めて患者紹介を受ける」 場合について取り扱いを規定

診療報酬上は、医療機器の共同利用に関連する取り扱いについて、大きく二つのケースが示されています。「A 医療機関に対し、B 医療機関が単に検査または画像診断の設備を提供する」場合と、「A 医療機関から、検査または画像診断の判読も含め

■ 医療機器の共同利用のパターン想定例(診療報酬は骨密度測定装置の利用と仮定した例)



〔医療連携における医療機器の共同利用で想定される流れから任意作図〕

て B 医療機関が依頼(患者紹介)を受ける」場合です。

B医療機関が単にA医療機関に対する設備の提供にとどまる場合は、B医療機関では診察料や検査料、画像診断料等は算定できず、検査料や画像診断料等を算定することになるA医療機関との間で合議の上、費用の精算を行うものとされています。一方、B医療機関が、検査・画像診断の判読も含めてA医療機関から依頼を受けた場合は、B医療機関で診察料や検査料、画像診断料等を算定できるという扱いです。

なお、外来医療計画における医療機器の共同利

用計画においても、単に設備を提供する場合だけでなく、医療機器を有する医療機関に、画像診断が必要な患者を紹介するという利用方法を含むとされています。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当:田中 勝志)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002 TEL. 03-6451-1617